

平成17年度 第1回第三者定期監査結果の報告について

平成17年7月22日

日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る「改善策」の実行を担保するため、昨年7月より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による年2回の定期監査を開始し、昨年度は、以下の観点で監査を受審しました。

- ・「改善策」の直接的展開部門である再処理事業部及び全社共通部門の「室」（品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室）

第1回監査では、「改善策」を実施するための仕組み、手順等が社内の規定文書類に適切に反映されているかについて、また、第2回監査では、それら規定文書類に従って「改善策」が的確に実行されているかについて評価を受けた。

- ・「改善策」の水平展開先とした濃縮事業部及び埋設事業部

第2回監査において、「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮・埋設事業部の規定文書類に追加する必要性の有無について両事業部が検討した結果の妥当性と、品質保証活動の基本事項となる品質目標の設定・展開状況及び事業部長レビューの状況について評価を受けた。

当社として、通算3回目となる平成17年度の第1回定期監査は、前回と同様、当社の全事業部及び「室」を対象とし、LRJより示された2.項の監査内容に従い、以下の日程で実施され7月5日に監査報告を受けました。

- ◆ 再処理事業部：5月30日～6月6日
- ◆ 埋設事業部：6月7日～6月8日
- ◆ 「室」：6月15日～6月17日
- ◆ 濃縮事業部：6月21日～6月22日

2. 平成17年度第1回定期監査の内容

LRJより示された監査計画に基づき、昨年度までの監査対象であった「改善策」の実施状況に加え、品質マネジメントシステム全般にわたってその活動状況を確認する一般監査の方式が部分的に加わり、以下の内容で行われました。

(1) 文書監査（全部門）

- 前回の定期監査以降又は直近1年以内に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル等）の制定・改正内容の妥当性

(2) 実地監査

- 「改善策」の実施に係るPDCA（計画、実施、監視・評価、改善）の展開状況（全部門）
 - ・ 「室」及び再処理事業部は「改善策」の全範囲
 - ・ 濃縮・埋設事業部は「改善策」の水平展開として実施した範囲
- 「改善策」を反映した品質マネジメントシステムの実施状況（全部門）
品質マネジメントシステムの重要項目の中からLRJより指定あった以下5項目の実施状況
 - ① マネジメントレビュー
 - ② 教育・訓練
 - ③ 内部品質監査
 - ④ 不適合処理／是正処置
 - ⑤ 設計管理

3. 監査結果

(1) 再処理事業部及び「室」の監査結果

文書監査、実地監査においても指摘事項は無く、「決めたルールを決めたとおりに守りつつ業務が遂行され、「改善策」に係るPDCAの展開やトップマネジメントレビューの仕組みが良好に機能して定着しつつある」との評価を得ました。

また、「より優れた運用を期待した提起」として、再処理事業部で3件、「室」で1件の「コメント」がありました。前回の監査で提起した「コメント」が前向きに検討され、規定類の改正等の形で反映されており、このような状況であるが故にこのたびの「コメント」の提起は少ない」との所見を得ました。（監査結果の詳細は、関係資料②及び③参照）

(2) 濃縮事業部及び埋設事業部の監査結果

文書監査、実地監査においても指摘事項は無く、「決めたルールを決めたとおりに守りつつ業務が遂行され、トップマネジメントレビューの仕組みも良好に機能している。2回目の定期監査であったが、PDCAの展開も定着しつつある」との評価を得ました。

また、「より優れた運用を期待した提起」として、濃縮事業部で5件、埋設事業部で5件の「コメント」の提起がありました。

（監査結果の詳細は、関係資料④及び⑤参照）

(3) 監査全体を通じたLRJ「感想」

- ① 「トップマネジメント主導による品質保証活動の推進」によって、「品質保証体制の改善」が着実に定着しつつある。時が経ち、あるいは業務

が反復されて行く中でも、この風土が崩れることなく維持され、継続的な品質保証の改善が進められることを期待するとともに、次回の定期監査でもこの状況を厳しく見極めて行きたい。

- ② 試験運転の遂行に加え、ウラン試験で発現している不具合（不適合）処置に大きなエネルギーが必要になっていると感じた。この問題を早期に克服するため、管理／スタッフ部門も一体となって状況を見極め、適切な支援を行う等、全社規模のPDCA展開の必要性についても検討されることを期待したい。
- ③ 現在、発現している不具合・トラブルの原因は、数年前の品質保証体制や当時の品質保証マインドのレベルに根ざしていることが多い。JNFL 殿では、良好な品質システムが構築され、定着しつつあると評価できることから、数年後の不具合・トラブルは減少してゆくことが期待できる。今日、発現している不具合・トラブルについては、原因をハード、ソフト面から追究し、その知見を余すところなく、今後の品質システムの向上に反映させることが肝要である。

（感想の詳細は、関係資料①参照）

4. 監査結果に対する当社の取り組み

- 今回の監査結果より、「改善策」の水平展開先である濃縮・埋設事業部を含め、「トップマネジメントによる品質保証の徹底」をはじめとする再処理施設の「改善策」と、この「改善策」を反映した品質マネジメントシステムは、着実に定着しつつあることが確認できたと考えております。
- LRJ の報告書全体総括の「感想」にも示されるように、時が経ち、あるいは業務が反復される中でも、この風土が崩れることなく維持されるよう、常に PDCA を廻し、品質保証活動の継続的改善に取り組んで行く所存です。また、同じく LRJ の報告書全体総括の「感想」で述べられている、再処理工場の不適合処置等への支援の必要性については、四半期毎のトップマネジメントレビューで状況を見極め、必要な対策を講じることとしております。
- 前回の報告の中でも記載しているように、今後の課題は、関係者全員の品質マインドの醸成に基づく活動の質と深みの追求であると認識しており、今後ともその実現に向け、全社をあげて取り組んで行く所存です。
- 今回の監査で LRJ より提起あった「コメント」と当社の対応方針は、【添付・1～4】の通りであり、必要な検討・処置を行って、当社品質保証体制改善の実行をより確実なものにして行くことといたします。

「関係資料」

- ① 平成17年度第1回定期監査報告書（全体総括）（W00779626-0号）
（平成17年7月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ② 平成17年度第1回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果
（W00779626-1号）
（平成17年7月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ③ 平成17年度第1回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果
（W00779626-2号）
（平成17年7月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ④ 平成17年度第1回定期監査報告書（その3）埋設事業部の監査結果
（W00779626-3号）
（平成17年7月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ⑤ 平成17年度第1回定期監査報告書（その4）濃縮事業部の監査結果
（W00779626-4号）
（平成17年7月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

以上

「室」の平成17年度第1回定期監査におけるLRJコメントと当社の対応方針

項目	LRJコメント	当社の対応方針	期限	対応部署
品質保証規程に関する 文書監査	<p>本規程に関して、下記の検討が望まれる。</p> <p>①第1条1項においてJNFLが規範とする外部規程はJIS Q 9001であることが明示され、第1条2項は例外条項になっている。従って、2項の冒頭に、「上記に拘らず」を挿入すると位置付けが明確になるのではないか。</p> <p>②当該規程の決裁用に準備された新旧比較表の改正理由欄には理解を容易にする補足内容が記載されているが、その一部は規程の読者にとっても有用である。従って、当該内容を規程本文に組み入れることを考える余地があるのではないか。</p>	<p>①次回改正時に反映します。</p> <p>②本規程の理解を容易とするため、新旧比較表の改正理由の規程本文への組み入れのほか、改正来歴の記載の充実等、次回改正時に反映します。</p>	<p>①平成17年度末</p> <p>②平成17年度末</p>	品質保証室

再処理事業部の平成 17 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針

項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期限	対応部署
調達管理要領	調達管理要領は、JFNL 殿の要求仕様の明確化に注力した内容になっており、JFNL 殿の規定類の一部が協力事業者に渡される。その場合、協力事業者が常に当該規定の最新版を保持していることを確実にする仕組みの明確化が望まれる(いつ、誰が、どのような態様で実施するか。必要あれば文書管理規定との整合も含む。)	発注業務に必要な当社規定は、文書管理要領に基づき配付しているが、仕組みの明確化を図るため文書管理要領又は調達管理要領の下部規定を新規作成し、当社規定の最新版が受注者で保持されることを更に確実にする。	平成 17 年 9 月末	品質管理課
使用前検査終了確認 対応業務細則	使用前検査終了確認対応業務細則は(設備及び機器編)と(建物・構築物編)とが別個に発行されているが、重複部分が多い。使用される帳票の一部が異なるだけで、理念は同一であるので、両編を統合すると読者の利便性が向上するのみでなく文書管理(訂正管理)の点でも好ましい。品質保証の根幹に係る事項ではないが、参考までに提言しておく。	左記提言に対して検討した結果、文書の統合は下記の理由により、運用上のデメリットが大きいことから、現状どおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備及び機器(機電設備)と建物・構築物(土木建築)は使用前検査の検査項目・検査内容が異なり、また担当課も分かれている(各細則を使用する担当課は明確に区別されている) ・ チェック結果を記載する帳票は統一して運用しているが、ベースとなって作成される資料及び資料のチェックの具体的な方法は各細則で異なっている ・ 担当課が異なることから、個別に発行する方が管理が容易 	—	許認可業務課
発注・検収業務	左記に関して、品質記録としてのエビデンスの収納法に改善(関連図書の一括収納など)が望まれる。	① 関係ファイルを品質記録として識別化を図る。 ② ファイルすべき書類等について明確化しマニュアル化を図る。	H17 年 11 月末	核物質管理部

埋設事業部の平成 17 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針

項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期限	対応部署
事業部長レビュー	事業部長レビューの議事録に、次の欄を設けると一層の充実が期待できる。 ①提起された要望・指示事項のフォロー担当部門と期限などを明示する欄 ②上記フォローが完結したことを確認する欄(フォロー概要を含む)	マネジメントレビュー実施要領を改正して、①及び②を管理できる様式を追加し、レビューの議事録を周知する際に添付する。また、定期的にフォロー状況を確認する運用とする。	平成 17 年度第 1 回レビューから実施	品質保証課
品質保証計画運用要領	品質保証計画運用要領の内部品質監査に係る「要望・観察事項」の定義の再検討が望まれる。	次回要領改正時に、要望・観察事項の定義を分割して記載する。	平成 17 年 8 月末	品質保証課
品質目標	目標項目の遂行予定の中に「通年」と表示されたものがあるが、何らかのマイルストーンを示す工夫が望まれる。	業務計画の管理項目別スケジュールにマイルストーンを表示するよう計画変更を行う。	平成 17 年 7 月実施予定	計画 G
		遂行予定を「通年」で表示している項目の内、ポイント管理が可能な項目について、スケジュール表の表現を変更する。	平成 17 年 7 月末	土木課
内部品質監査の記録	内部品質監査の記録を、被監査部門としても閲覧・保管して、自部門の活動向上の参考にすることが望まれる。	今回コメントを受けた記録は速やかに対応を行った。今後は事業部内の動向を把握し継続的改善をしていく上で、コメント通り閲覧・保管を行う。	平成 17 年 6 月実施済み	計画 G
品質目標	埋設技術課においては、業務計画の取り纏めに際し、事業部長レビュー指示事項及び前年度未達事項の後年度への継続状況を明確にすることについて留意が望まれる。	業務計画の取り纏めにあたっては、事業部長レビュー指示事項及び前年度未達事項の後年度への継続状況を明確にするよう留意する。	平成 18 年度業務計画作成時	埋設技術課

濃縮事業部の平成17年度第1回定期監査におけるLRJコメントと当社の対応方針（1/2）

項目	LRJコメント	当社の対応方針	期限	対応部署
事業部長レビュー	例えば、平成16年度第4四半期の事業部長レビューの議事録を閲覧すると、事業部長が配下の各部門に対して要望/チャレンジ発言をされているが、精神訓話であるかが不明確であり、上記第1項の「フォローリスト」には記載されていない。せつかくの事業部長要望/チャレンジを漏れなく目標管理にうまく取り込むとPDCAの展開がより充実するので、工夫が望まれる。	事業部長レビューにおけるフォロー項目については、具体的事項について記載し、議事録により事業部長の承認を得ているが、今後はレビューの場でフォロー項目であるか否かについて事業部長の確認を得た上で議事録に記載することとする。	平成17年度第1回事業部長レビュー時より対応する。	品質保証課
調達管理	調達管理に関して、協力事業者からの仕様書を承認する過程での点検状況が第三者的には確認できない。発注内容の重要度などに応じて何らかのチェックリストを用いた点検エビデンスを品質記録として残すプロセスは必要ないか、検討が望まれる。	保安要領に定める保安上重要設備（管理区分Ⅰ）の保守、改造工事、委託業務等についてチェックリストを作成し品質記録として保管するシステムとする。	平成17年7月末	ウラン濃縮技術開発センター

濃縮事業部の平成17年度第1回定期監査におけるLRJコメントと当社の対応方針（2/2）

項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期限	対応部署
品質目標	品質目標の設定に際して、業務実施の中間段階でのフォローアップを容易とするため、できる限り判定可能な目標設定を行うことが望まれる。	各課・Gの業務管理実施計画について、可能な限り達成目標が判定可能な設定となるように努める。	次年度計画の設定時	各課・G (全体共通事項として対応する)
	長期間に及ぶ目標課題においては、何らかのマイルストーンを記載して、管理を容易にすることが望まれる。			
協力事業者との連携	協力事業者との連絡会等に関しては実施メモが作成されているものの、直属上長への報告用にのみ利用されている。協力事業者に対する指示事項や注意事項が含まれるであろうから、協力事業者へも渡すことが望まれる。 (ISOの観点、及びJNFLの「双方向コミュニケーションの強化」の理念から)	協力事業者と定例的に行う業務連絡会等の議事メモについては、双方で議事内容を確認後に協力会社にも議事録を配布する。	平成17年度7月実施分より対応する。	濃縮運転部